

プロジェクト 金融資産の減損に関する会計基準の開発

項目 本日の審議の概要

本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会においてご審議頂く金融資産の減損に関する会計基準の開発の概要についてご説明することを目的としている。

これまでの経緯

2. 第 178 回金融商品専門委員会（2022 年 4 月 4 日開催）及び第 477 回企業会計基準委員会（2022 年 4 月 13 日開催）において、金融資産の減損に関する会計基準の開発のステップ 1 として、IFRS 基準（ECL モデル）と米国会計基準（CECL モデル）のどちらを開発の基礎にするかについてご審議を頂き、IFRS 基準の ECL モデルを基礎に検討を進めていくことに概ね了承を頂いた。
3. 前項を踏まえ、第 179 回金融商品専門委員会（2022 年 4 月 19 日開催）及び第 478 回企業会計基準委員会（2022 年 4 月 26 日開催）（以下合わせて「第 478 回企業会計基準委員会等」という。）では、次の目的に沿って今後のステップ 2 及びステップ 4 における基準の開発をそれぞれ行うことについて示した。

(ステップ 2)

国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準を目指す。

(ステップ 4)

IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準を目指す。

4. また、第 478 回企業会計基準委員会等ではステップ 2 での検討の方向性については次の 2 点の考え方を示したうえで、取り上げることが考えられる論点として 7 つの論点を示すとともに、追加で検討すべき論点についてご意見を頂いた¹。なお、これ

¹ ステップ 4 では、検討すべき論点について改めて抽出するとともに、実務に与える影響をより詳細に検討し、何らかの手当が必要かどうかの観点から検討を進めることとしている。

らの論点については、別紙で示している。

- (1) IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の定めと文言レベルで一致させることは必ずしも目指さず、定めの明確化又は実務で行われている取扱いに関しても必要に応じて取り入れる。
- (2) IFRS 第 9 号との比較可能性を損なわせず、IFRS 任意適用企業の個別財務諸表において日本基準を適用した場合でも、IFRS 基準に従い作成する連結財務諸表上、基本的に修正が不要となることを前提とする。

本日の検討事項

5. 本日は、次の事項についてご意見を伺うことを予定している。
 - 監督当局等から示されたガイダンスやレターの考慮（審議事項(3)-2）
 - 債権のリストラクチャリングに伴う条件変更の会計処理に関する検討（審議事項(3)-3）
6. なお、前項の事項については、第 187 回金融商品専門委員会（2022 年 9 月 7 日開催）において検討を行っている。当該専門委員会で聞かれた意見は、審議事項(3)-4 で示している。
7. また、第 486 回企業会計基準委員会（2022 年 9 月 6 日開催）において審議をお願いした、「信用リスクの著しい増大の判定時における担保の考慮」及び「信用リスクが増大した場合の利息収益の認識方法」に関して聞かれた意見は、審議事項(3)-5 で示している。

以 上

別 紙

ステップ2で取り上げる論点として第478回企業会計基準委員会等で示した論点及び審議の結果追加した論点は次の表のとおりであり、審議の状況に応じて次のとおりハイライトしている。なお、ここで掲げている項目については、審議の状況に応じて随時追加及び見直しを予定している。

- | | |
|---------------------------------|------|
| (1) 専門委員会及び企業会計基準委員会で検討が終了した項目 | グレー |
| (2) 専門委員会及び企業会計基準委員会で検討の途上である項目 | グリーン |
| (3) 本日審議する予定の項目 | オレンジ |

項番	論点
1	債権単位での信用リスクの著しい増大の判定
2	将来予測情報の考慮
3	複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重
4	貨幣の時間価値の考慮
5	債務不履行（デフォルト）の定義
6	信用リスクの著しい増大の判定時における担保の考慮
7	信用リスクを見積る期間
8	監督当局等から示されたガイダンスやレターの考慮
9	債権のリストラクチャリングに伴う条件変更の会計処理に関する検討
10	信用リスクが増大した場合の利息収益の認識方法

以 上